

# 長期履修学生制度（概要）

京都女子大学大学院では、職業等に従事しながら、あるいは育児や介護等への事情により、研究・学習活動に充てられる時間に制限のある方々が、大学院で学ぶ機会を一層拡大する観点から、「長期履修学生制度」を2015（平成27）年度から導入しています。博士後期課程は2016（平成28）年度から導入しています。

この制度は、職業を有している等の事情で、通常の学生よりも1年間で履修可能な単位数や研究指導を受ける時間が制限され、通常の修業年限（博士前期課程及び修士課程は2年間、博士後期課程は3年間）で修了することが困難な方のための制度です。在学期間中の1年間の授業料の負担が軽減されます。

時間的制約の多い社会人の方々が、各々、個人の事情に応じて柔軟に修業年限を超えて学び、仕事等に従事しながら学位を取得することが可能になります。

この制度は、本人の申請に基づいて審査し、標準履修年限を超えて長期履修をあらかじめ認め、計画的に課程を修了することにより、学位の取得を可能にしたものです。

## 1. 制度の趣旨

職業を有している、あるいは育児や介護等の事情により、年間に履修できる単位数や研究・学習活動に充てられる時間が限られているため、学則に定めた標準修業年限では大学院の教育課程の履修が困難な学生の学位取得を支援するために、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり、計画的に教育課程を履修し修了することができる制度です。

## 2. 申請資格

長期履修学生制度の適用を受ける学生（以下「長期履修学生」という。）として申請することができる者は、本大学院の在学学生及び入学予定者のうち、次のいずれかに該当する者です。

- (1) 有職者であって、職務上の事情により標準修業年限で修了することが困難な者
- (2) 育児、介護等により、標準修業年限で修了することが困難な者
- (3) その他特別の事情により、標準修業年限で修了することが困難であると学長が認めた者

## 3. 申請期間

申請期間につきましては、秋季入試・春季入試それぞれの出願期間に受け付けます。なお、申請に基づく審査の結果、長期履修学生として入学を許可された者へは秋季入試・春季入試それぞれの合格発表時に「長期履修学生許可書」を入学手続書類に同封いたします。

## 4. 長期履修学生の修業年限・在学期間・休学期間

長期履修学生として標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを認められる期間は、博士前期課程及び修士課程は4年を限度として、博士後期課程は6年を限度として、年度単位で申請できます。

なお、長期履修学生の在学期間は、学則第3条第4項（博士前期課程及び修士課程に4年、博士後期課程に6年をこえて在学することはできない）に準拠し、休学期間についても学則第34条第2項（博士前期課程及び修士課程においては2年、博士後期課程においては3年を超えることはできない）に準拠して適用されます。

## 5. 修学上の配慮

長期履修学生に対して、同制度が社会人の学位取得を支援する目的であることに鑑み、同制度の適用と同時に、でき得る限り平日6講時や土曜日開講等の配慮も行い、必要に応じて同じ授業を標準修業年限の学生とは別の時間帯にも開講する等、社会人が入学しやすい環境を整備します。

## 6. 長期履修期間の変更

長期履修期間の変更（延長または短縮）は、長期履修学生として入学した者に限りその申請を受け付けることとし、在学中に長期履修を申請した者の変更は一切認めません。

なお、同変更については1年単位で申請できるものとし、学年始の2ヶ月前までに申し出たものについて、入学を許可された研究科委員会の議を経たうえで、在学中1回に限り許可します。ただし、修了する予定の学年時における延長の申請はできません。

## 7. 学費徴収について

長期履修学生の授業料は、標準修業年限分の授業料総額を長期履修期間に応じて分割して納付します。【下表参照】

ただし、在学中に授業料の改定がある場合及び長期履修期間の変更が認められた場合は、授業料を再計算することになります。また、施設設備費は毎年度徴収し、実験実習費、課程履修費及びその他の費用は、必要に応じ別途徴収します。

### 【授業料の納入例】

#### (1) 修士課程及び博士前期課程

授業料			1年次	2年次	3年次	4年次
長期履修期間3年の場合	文学研究科 発達教育学研究科 現代社会研究科 法学研究科	前期	148,000	146,000	146,000	
		後期	148,000	146,000	146,000	
		年額	296,000	292,000	292,000	
	家政学研究科	前期	148,000	146,000	146,000	
		後期	148,000	148,000	148,000	
		年額	296,000	294,000	294,000	
長期履修期間4年の場合	文学研究科 発達教育学研究科 現代社会研究科 法学研究科	前期	110,000	110,000	110,000	110,000
		後期	110,000	110,000	110,000	110,000
		年額	220,000	220,000	220,000	220,000
	家政学研究科	前期	110,000	110,000	110,000	110,000
		後期	111,000	111,000	111,000	111,000
		年額	221,000	221,000	221,000	221,000

(備考) 上記以外の場合にあつては、別途年次ごとの納付額を計算するものとする。

#### (2) 博士後期課程

授業料			1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	6年次
長期履修期間4年の場合	文学研究科 発達教育学研究科 現代社会研究科 法学研究科	前期	165,000	165,000	165,000	165,000		
		後期	165,000	165,000	165,000	165,000		
		年額	330,000	330,000	330,000	330,000		
	家政学研究科	前期	165,000	165,000	165,000	165,000		
		後期	168,000	166,000	166,000	166,000		
		年額	333,000	331,000	331,000	331,000		
長期履修期間5年の場合	文学研究科 発達教育学研究科 現代社会研究科 法学研究科	前期	132,000	132,000	132,000	132,000	132,000	
		後期	132,000	132,000	132,000	132,000	132,000	
		年額	264,000	264,000	264,000	264,000	264,000	
	家政学研究科	前期	132,000	132,000	132,000	132,000	132,000	
		後期	134,000	133,000	133,000	133,000	133,000	
		年額	266,000	265,000	265,000	265,000	265,000	
長期履修期間6年の場合	文学研究科 発達教育学研究科 現代社会研究科 法学研究科	前期	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000
		後期	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000
		年額	220,000	220,000	220,000	220,000	220,000	220,000
	家政学研究科	前期	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000
		後期	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000
		年額	221,000	221,000	221,000	221,000	221,000	221,000

(備考) 上記以外の場合にあつては、別途年次ごとの納付額を計算するものとする。

※制度の趣旨・内容をよく検討し、申請してください。

#### 【問い合わせ先】

〒605-8501 京都市東山区今熊野北日吉町 35 番地  
 京都女子大学 入学センター TEL 075-531-7054 / FAX 075-531-7222  
 E-mail [nyuushi@kyoto-wu.ac.jp](mailto:nyuushi@kyoto-wu.ac.jp)

(FAX、E-mail でお問い合わせされる場合には、題名(件名)に「長期履修学生制度」と必ず明記の上送信してください。)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、京都女子大学大学院（以下「本大学院」という。）学則第 3 条第 5 項の規定に基づき、長期履修学生制度に関し必要な事項を定める。

(申請資格)

第 2 条 長期履修学生制度の適用を受ける学生（以下「長期履修学生」という。）として申請できる者は、本大学院の在學生及び入学予定者のうち、次の各号の一に該当し、本大学院学則第 3 条第 2 項または同第 3 項に定める標準修業年限内での修学が困難な者とする。

- (1) 有職者であって、職務上の事情により、標準修業年限で修了することが困難な者
- (2) 育児、介護等により、標準修業年限で修了することが困難な者
- (3) その他特別の事情により、標準修業年限で修了することが困難であると学長が認めた者

(長期履修期間及び在学年限)

第 3 条 長期履修学生として標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを認められる期間（以下「長期履修期間」という。）は、博士前期課程及び修士課程は 4 年を限度として、博士後期課程は 6 年を限度として、年度単位で申請できるものとする。

2 長期履修学生の在学期間は学則第 3 条第 4 項に準拠し、休学期間は学則第 34 条第 2 項に準拠する。

(申請手続)

第 4 条 長期履修学生制度の適用を希望する者は、博士前期課程及び修士課程の在學生においては 1 回生終了時の本学が定めた時期に、博士後期課程の在學生においては 1 回生終了時または 2 回生終了時の本学が定めた時期に、入学予定者においては学生募集要項等で定めた時期に、それぞれ次の書類を添えて、学長に願い出なければならない。

- (1) 長期履修学生申請書（本学所定の様式）
- (2) 第 2 条第 1 項の各号に定める申請資格を証明する書類
- (3) その他、学長が必要と認める書類

(決定)

第 5 条 長期履修学生制度の適用は、前条の申請に基づき、研究科委員会の議を経て、学長が決定する。

(授業料等)

第 6 条 授業料等の納入方法は、別に定める。

(履修計画)

第 7 条 長期履修学生は、指導教員から十分な指導を受け、柔軟な履修計画を立てるものとする。

(長期履修期間の変更)

第 8 条 長期履修学生が、許可された長期履修期間の延長または短縮を希望する場合は、許可を受けようとする学年開始の 2 ヶ月前までに、本学所定の書類を添えて学長に申請しなければならない。ただし、修了する予定の学年時における延長の申請はできない。

2 前項の申請については、長期履修学生として入学した者のみ受け付けることとし、研究科委員会の議を経て、学長が許可する。

3 長期履修期間の変更は 1 年単位で申請できるものとし、本大学院在学中 1 回に限り許可することがある。

4 変更申請が許可された場合における授業料その他納付金の額は、別に定める。

(長期履修の許可の取消し)

第 9 条 長期履修学生が本大学院学則及び諸規程に違反したとき、または長期履修に関し虚偽の申請をしたときは、学長は、研究科委員会の議を経て、長期履修の許可を取り消すことができる。

(規程の改廃)

第 10 条 この規程の改廃は、大学院委員会及び評議会の議を経て学長が行う。

(その他)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、長期履修学生に関し必要な事項は、各研究科において別に定める。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、平成 27 年度入学生より適用する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、平成 28 年度入学生より適用する。